

税務・会計便り

～寡夫控除と寡婦控除～

所得控除の1つとして寡夫（婦）控除というものがあります。（男性の場合は寡夫、女性の場合は寡婦です。）

寡夫控 → 以下1～3の要件 **すべて** に当てはまる場合

寡婦控 → 以下1～3の要件 **どれか** に当てはまる場合

特別寡婦控除 → 以下1～3の要件 **すべて** に当てはまる場合

- 1 夫（妻）と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていないこと、又は夫（妻）の生死が明らかでないこと。
- 2 生計を一にする子がいること。その場合の子は総所得金額が38万円以下（令和2年分以後は48万円以下）で他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていないこと。
- 3 合計所得金額が500万円以下であること。

本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚 生死不明の別	本人の 所得要件	区分	控除額
女性	扶養親族である子がいる	死別・離婚 生死不明	500万円以下	特別の寡婦	35万円
			500万円超		
	扶養親族（子以外）がいる 合計所得金額（見積額） が48万円以下の生計を一 にする子がいる	死別・離婚 生死不明	要件なし	寡婦	27万円
	扶養親族や生計を一にする 子がない	死別・離婚 生死不明	500万円以下		
男性	合計所得金額（見積額） が48万円以下の生計を一 にする子がいる	死別・離婚 生死不明	500万円以下	寡夫	27万円

年末調整や確定申告の時に意外と見落としやすいので注意しましょう。年末調整の時には従業員の方から頂く「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「寡婦」「特別の寡婦」「寡夫」欄にチェックが入っているか確認しましょう。

確定申告の時には第二表の「本人該当事項」欄にチェックを入れて、第一表の「所得から差し引かれる金額」の「寡婦、寡夫控除」欄に27万円または35万円と記入するようにしましょう。

現在未婚の母についても寡婦控除が受けられるようにすることが検討されています。今後の改正に注目しましょう。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100